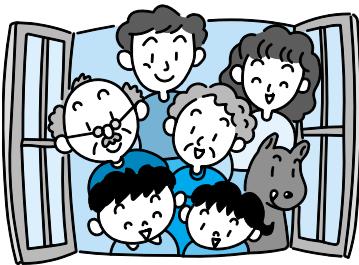


# 平成18年度国民健康保険税

## 税率の改正について



国民健康保険に加入されている方に納付いただいております国民健康保険税の税率について、去る7月に開催しました国民健康保険運営協議会および臨時議会で税率の条例改正が承認され、本年度の税率が決定しましたのでお知らせします。

なお、本年度の改正にあたっては、国民健康保険事業に要する費用の見込額や各被保険者の所得状況などを勘案しながら、財源不足の生じないよう税率の改正を行つております。

改正内容は、下表のとおりです。

税率(医療分)

区分	18年度	17年度	増減
所得割率	9.4%	9.9%	△0.5%
資産割率	49.0%	55.0%	△6.0%
均等割額	22,000円	23,000円	△1,000円
平等割額	24,000円	25,000円	△1,000円
課税限度額	530,000円	530,000円	0円

(介護分)

区分	18年度	17年度	増減
所得割率	1.9%	1.9%	0.0%
資産割率	8.6%	8.6%	0.0%
均等割額	7,600円	7,600円	0円
平等割額	4,300円	4,300円	0円
課税限度額	90,000円	80,000円	10,000円

## 1 改正の主な理由

### 医療分

医療分の保険税率は、対象となる保険給付費や老人保健拠出金などの本年度支出見込額から国庫支出金などで賄われる額を差し引いた額により保険税として必要な額を算定し決定しました。よって、本年度は老人保健拠出金などの支出見込が減額となる見込みのため税率を下げることとしました。

### 介護分

介護分の保険税率は、介護保険の費用に充てるための本年度介護納付金の額から国庫支出金などで賄われる額を差し引いた額により保険税として必要な額を算定し決定しました。しかし、介護分については、介護納付金が前年度とほぼ同額程度のため税率の改正は行わないこととしました。なお介護分の課税限度額は、別途地方税において改正が行われたため8万円から9万円の1万円引き上げとなっています。

本年度の税率は、医療分は引き下げ、介護分は据え置きとしましたが年金所得のある方で65歳以上(本年1月1日現在)の方は、年

金所得の計算方法が改正となつたため収入金額が前年と同額でも所得が増となるため所得割、均等割や平等割の軽減の非該当となつて増額となる場合があります。

## 2 その他

国民健康保険税が未納となると保険証の返還請求や給付の制限をする場合がありますので、必ず納期限内に納付いただきますようお願いします。

## 3 問合せ先

■ 国民健康保険税について  
役場町民課保険年金係

☎ 45-11111 (内線222・216)

■ 国民健康保険証や保険給付について  
役場税務課課税係

☎ 45-11111 (内線215・216)

町税の納付は安心で便利な  
口座振替で!

口座振替にすれば納め忘れもなく安心です。特に納期ごとに金融機関(郵便局含む)まで行くことが不便な方、留守がちな方は、お早めに町内の金融機関窓口にてお申し込みください。